

7 障号外  
令和 7 年(2025 年)9 月 16 日

障がい者団体等の長 様

長野県健康福祉部障がい者支援課長

「障がいを理由とする差別を解消するための職員対応要領」(改訂案)  
に対する意見について(照会)

県の障がい者施策について、日ごろから格別の御理解と御協力を頂き、御礼申し上げます。  
県では障害者差別解消法第 10 条第 1 項の規定に基づき、障がいを理由とする差別の禁止  
規定に関して職員が適切に対応するために必要な要領を定めているところです。  
「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」の施行から 3 年が経過するこ  
とから、この間の取組等を反映した改訂を検討しています。  
ついては、別紙のとおり改訂案を作成しましたので、御多用中恐縮ですが、御意見等を取  
りまとめの上、下記により御提出ください。特に御意見等がない場合は、御連絡は不要です。

#### 記

1 回答用紙  
別添のとおり

2 提出先  
住 所 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2 障がい者支援課  
メール [fuku-shakai@pref.nagano.lg.jp](mailto:fuku-shakai@pref.nagano.lg.jp)  
F A X 026-234-2369

3 提出期限  
令和 7 年 10 月 17 日(金)  
※令和 7 年 10 月 22 日に開催する「長野県共生社会づくり調整委員会」において御意  
見をいただく予定です。なお、追加で御意見を寄せていただく場合には、令和 7 年  
11 月 14 日(金)までに御提出をお願いします。

(問合せ先)

担 当 共生社会推進係 堀内

T E L 026-235-7105 (直通)

F A X 026-234-2369

電子メール [fuku-shakai@pref.nagano.lg.jp](mailto:fuku-shakai@pref.nagano.lg.jp)

(別紙様式)

障がいを理由とする差別を解消するための  
職員対応要領（改訂案）に対する意見等

|               |                |  |
|---------------|----------------|--|
| 貴団体名          |                |  |
| 本件に関する<br>担当者 | お名前            |  |
|               | 連絡先（電話<br>番号等） |  |

【意見等】

|  |
|--|
|  |
|--|

※ ファックス、電子メール、郵送のいずれかで御回答ください。